

つくばみらい市告示第 23 号



つくばみらい市職員等駐車料金徴収要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5年 3月 22日

つくばみらい市長 小田川



つくばみらい市職員等駐車料金徴収要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市職員等駐車料金徴収要綱（平成25年つくばみらい市告示第108号）
の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

伊奈庁舎 谷和原庁舎 きらくやまふれあいの丘世代ふれあいの館 きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館 保健福祉センター 伊奈第1保育所 伊奈第2保育所 谷和原第1保育所 谷和原第2保育所 小絹児童館 すみれ幼稚園 わかくさ幼稚園 谷和原幼稚園 小張小学校 豊小学校 伊奈小学校 伊奈東小学校 谷和原小学校 福岡小学校 小絹小学校 陽光台小学校 富士見ヶ丘小学校 伊奈中学校 伊奈東中学校 谷和原中学校 小絹中学校 学校給食センター 伊奈公民館 谷和原公民館 谷井田コミュニティセンター 板橋コミュニティセンター 小絹コミュニティセンター みらい平コミュニティセンター 図書館 間宮林蔵記念館 結城三百石記念館 総合運動公園 谷和原浄水場 久保浄水場 小絹水処理センター 教育委員会庁舎 教育支援センターなのはな みらい平市民センター

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。